

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年11月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人上越地域活性化機構
- 3 代表者の氏名
宮下 寿幸
- 4 主たる事務所の所在地
上越市本町5丁目5番9号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、上越地域において情報利用技術（以下ITという）を基盤技術として提供することで産業および地域の活動を活性化することを目的とする。

産・学・官・民の連携を促進するためのネットワーク化をコーディネートし、教育や介護・福祉などを核とした産業クラスター形成の促進や人材や企業の育成といった様々な支援事業、さらには地域内情報ネットワークにおけるセキュリティポリシーの運用・監査などを行いながら、地域の活性化を実現する。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) まちづくりの推進を図る活動
 - (2) 情報化社会の発展を図る活動
 - (3) 経済活動の活性化を図る活動
 - (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(活動の種類) 第4条 (略) ① <u>まちづくりの推進を図る活動</u> ② <u>情報化社会の発展を図る活動</u> ③ <u>経済活動の活性化を図る活動</u> ④ <u>職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</u>	(活動の種類) 第4条 (略) ① <u>特定非営利活動促進法第2条別表3号（まちづくりの推進を図る活動）</u> ② <u>特定非営利活動促進法第2条別表12号（情報化社会の発展を図る活動）</u> ③ <u>特定非営利活動促進法第2条別表14号（経済活動の活性化を図る活動）</u> ④ <u>特定非営利活動促進法第2条別表15号（職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動）</u>
(総会の権能) 第20条 (略) ①～③ (略) ④ 事業計画及び <u>活動</u> 予算の決定並びにその変更 ⑤ 事業報告及び <u>活動</u> 決算の承認 ⑥ (略)	(総会の権能) 第20条 (略) ①～③ (略) ④ 事業計画及び <u>収支</u> 予算の決定並びにその変更 ⑤ 事業報告及び <u>収支</u> 決算の承認 ⑥ (略)
(総会の議決) 第25条 (略)	(総会の議決) 第25条 (略)

<p><u>2 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。</u></p> <p>(総会における書面表決等)</p> <p>第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議の議事録)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容</u></p> <p><u>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</u></p> <p><u>(3) 総会の議決があったものとみなされた日</u></p> <p><u>(4) 議事録作成に係る職務を行った者の氏名</u></p> <p>(理事会の議事)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第39条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経、かつ、<u>特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>	<p>(総会における書面表決等)</p> <p>第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議の議事録)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(理事会の議事)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第39条 この定款は、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を<u>経なければ変更することができない。</u></p>
--	---